

経済建設委員会行政視察報告

視察第2日 香川県高松市 2023年5月10日(水)

●視察先・視察項目

香川県広域水道企業

団

「香川県における水道事業の広域化について」



香川県の概要

香川県は、日本で初めて国立公園に指定された瀬戸内海国立公園の中心に位置し、四国の東北部にある。地形は半月型で、南部には讃岐山脈が連なり、北部には讃岐平野が展開している。47都道府県中、面積は最も小さく、平地と山地はおおよそ相半ばしている。河川はおおむね讃岐山脈に源を発し、北流して瀬戸内海に注いでいる。

○人口：926,866人

○面積：1,877 km² (2023年4月1日)

＜東三河広域連合＞比較

○人 口：748,230人

○面 積：1,719km²

(2020年 国勢調査)



1 視察目的

香川県広域水道企業団設立の経緯
と、事業の経過を中心に視察する。

2 視察内容（加賀健における水道事業の広域化について 香川県広域水道企業団より）

＜香川県の水道事情＞

香川県は降雨量が少なく地形に勾配があり雨がすぐ海に流れてしまい、渇水による断水が度々起きていたため、昭和49年に吉野川からの分水で香川用水を通水した。断水は改善したが、万全ではなかった。

事業継続の課題として、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増、南海トラフ地震などの大規模災害や渇水への備え、職員の大量退職に伴う次世代への技術継承の困難化、香川用水の取水制限の頻発化及び自己水源の水質悪化があった。

そこで、これらを解決するため香川県は「将来にわたる安全・安心な水の安定供給」を目的とし広域化を進めることとした。

広域化により見込まれる効果として、スケールメリットを生かした経済削減や業務の効率化、人員の適正配置と機動性の高い柔軟な組織体制の構築、計画的な施設整備や官民連携による技術の継承、水源の一元管理による円滑な水融通であり、これをもって運営基盤の強化や住民サービスの向上を図るのである。

＜水道広域化の検討経緯＞

- 平成20年 県及び市町水道担当者による水道広域化勉強会を開始
- 平成21年 トップ政談会において水道広域化が話題となる
- 平成22年 水道関係有識者で構成する香川県水道広域化専門委員会の設置→知事へ「県内水道広域化・一元化」を提言
- 平成23年 知事及び8市9町長で構成する香川県水道広域化協議会の設置→中間とりまとめ
- 平成25年 香川県広域水道事業体検討協議会の設置→水道広域化に関する基本的事項のとりまとめ
- 平成27年 香川県広域水道事業体設立準備協議会（法定協議会）の設置
- 平成29年 県及び8市8町が「香川県水道広域化基本計画」等に合意 基本協定を締結香川県広域水道企業団設立
- 平成30年 香川県広域水道企業団 事業開始

※企業団設立には、知事及び高松市長の強いリーダーシップがあったと思われる。勉強会から9年の時を経て企業団の事業が開始される。

＜香川県広域水道企業団の概要＞

- 設立年月日／平成29年11月1日
- 企業長／池田豊人（香川県知事）
- 事業内容／水道事業及び工業用水事業
- 事業開始年月日／平成30年4月1日
- 給水区域／香川県内8市8町（水道事業） 2市1町（工業用水道事業）
- 給水人口／934,771人（令和4年4月現在）
- 職員数（正規）／461人（令和5年4月1日現在）

＜企業団による事務統合のスケジュール＞

○事業開始時

- ・旧事業体単位で事務所を設置し、区分経理を実施
- ・財務システム、設計積算・工事検査業務、水質検査計画の統一

○令和2年度～

- ・事務所を県内5か所のブロック統括センターに集約
- ・職員の企業団への身分移管及びプロパー職員の採用を開始
- ・水道料金システム稼働、検診・調定・収納の取り扱いの統一
- ・浄水施設の管理レベル向上にむけた民間委託
- ・「施設整備計画」を踏まえた「財政収支見通し」については、毎年ローリング作業を

実

施

○令和10年度～

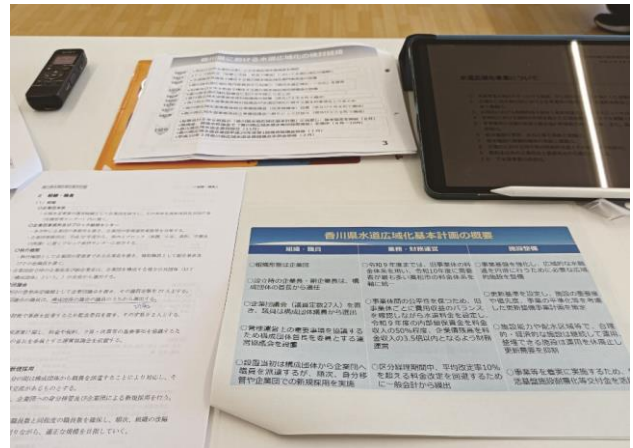
- ・（令和9年度末までに）旧事業体ごとの財務基盤（内部留保資金・企業債残高）を一定基準の範囲内に調整
- ・区分経理を終了し、水道料金を統一



＜香川県水道広域化基本計画の概要＞

○組織・職員について

- ・組織形態は企業団
- ・設立時の企業長・服企業長は、構成団体の首長から選任
- ・企業団議会（議員定数27人）を置き、議員は構成団体議員から選出
- ・管理運営上の重要事項を協議するため
構成団体首長を委員とする運営協議会を設置
- ・設置当初は構成団体から企業団へ職員を派遣するが、順次、身分移管や企業団での新規採用を実施



○業務・財務運営について

- ・令和9年度までは、旧事業体の料金体系を用い、令和10年度に需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一
- ・事業体間の公平性を保つため、旧事業体ごとに費用収益のバランスを確認しながら水道料金を設定し、令和9年度の内部留保資金を料金収入の50%程度、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるよう財務運営
- ・区分経理期間中、平均改定率10%を超える料金改定を回避するために一般会計から繰出し

○施設整備について

- ・事業基盤を強化し、広域的な水融通を円滑に行うために必要な広域的施設を整備
- ・更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備事業計画を策定
- ・施設能力や配水区域等で、合理的・経済的な施設は継続して運用、整理できる施設は運用を休廃止し更新需要を抑制

- ・事業等を着実に実施するため、生活基盤施設耐震化等交付金を活用

3所感

＜東三河の特徴＞

本市がある東三河は、5市2町1村(豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村)からなる地域で、面積約1,719km²(愛知県の約1/3)に約75万人が暮らしており、香川県とほぼ同程度である。人々の営みに欠かせない水は、天竜川水系から導いた水と奥三河の山々で降った雨を貯め、豊川から水を取り込み、豊川用水で西は蒲郡市、東は静岡県湖西市、南は渥美半島の先端まで送っている。

全国の水道事業が抱える共通課題として、人口減少と給水収益の減少、施設の老朽化と更新需要の拡大、水道事業従事職員の高齢化がある。そのため愛知県では2023年3月に「愛知県水道広域化推進プラン」を策定し、県内を4つのブロックと名古屋市水道事業者、愛知県水道用水供給事業者に分け、これら課題を解決すべく進めようとしている。東三河で平成27年1月30日に設立された東三河広域連合は、東三河ブロックと構成市町村が同じであり、設立以来「広域連携事業」、「権限移譲事務」、「共同処理事務」の三つを取組みの柱に据え、介護保険事業を中心に広域事業を行ってきた実績がある。

＜本市の現状＞(新城市上下水道事業の現状と料金改定内容について市民説明会資料より)

○水道施設数等

給水面積／約211km² 取水施設／28箇所 浄水施設／21箇所 送水施設／45箇所 配水施設／75箇所 管路延長／664.202m

○水道事業の特徴を愛知県平均と比較 ※令和4年3月31日現在(市町村の公営企業のあらまし2022年12月より)

・給水人口1人あたり管路延長／愛知県5.53m 新城市15.21m ・給水人口千人当たりの施設数／愛知県0.138箇所 新城市1.990箇所 ・給水人口1人当たりの企業債残高／愛知県23.310円 新城市139.880円 ・1か月あたりの家庭用水道料金(口径13mmを20

m³使用した場合の料金(税込み)／愛知県2,452円 新城市2,959円

○料金を愛知県と比較(市町村の公営企業のあらまし2022年12月より)

・水1m³あたりの料金収入(給水単価)／愛知県151.37円 新城市193.21円 ・水1m³あたりにかかった費用(給水原価)／愛知県148.83円 新城市222.46円

以上の結果から、本市は愛知県で2番目に広い面積(約500km²)を有し、今後、少子化高齢化、人口減少が加速する中山間地であり、家庭での利用が多く節水機器の普及が進むことを踏まえると、前出の水道事業の各課題が喫緊に解決すべきものであることは明白である。今年度と来年度の2回、水道料金の基本料金を値上げするが、8年後には再度見直す必要がある。

<広域化の推進を>

香川県は、平成20年に県及び市町水道担当者による水道広域化勉強会が開始されてから、9年後に香川県広域水道企業団を設立し、料金の統一は令和10年度以降である。料金統一まで20年以上を費やす大事業である。

本市に限らず東三河の自治体の多くが同じ課題を抱えている今、20年後30年後を見据え、早い段階で協力して効率化を図ることで、将来にわたり安全で安心な水の安定的供給ができるのではないかと考える。水道事務の共同については、2年ほど前から各自治体の事務担当が話し合いを行っているが、今後は東三河広域連合が受け皿となり連合長の強いリーダーシップのもと、水道事業の広域化に向けた議論を迅速に推進するべきと考える。

2023年5月16日 小野田直美